

# 利用者支援事業について

平成26年6月30日  
東村山市子ども総務課

# 1. 利用者支援事業の趣旨

## (1) 趣旨

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。

## (2) 事業法定化の経緯

本事業は、当初の政府案では地域子ども・子育て支援事業には位置づけられていなかったが、国会審議の過程での重要性が認識され、子ども・子育て支援法に「市町村が利用者支援を実施する事業を明記する」とされたことを受けて法定化されました。(社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)より)

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)

### 第4章 地域子ども・子育て支援事業

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業



新制度では、多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供すべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実に円滑に利用できるようなコーディネートを行う事業として「利用者支援事業」が位置づけられている。

## 2. 利用者支援事業の概要

### 【事業の目的】

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する。

### 【事業の実施主体】

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 【事業の実施場所】

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できることが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などで専任職員を配置し実施する。

#### 想定される実施場所

- 市町村の本庁や支所の窓口
- 地域子育て支援拠点(子育てひろば)を実施している「保育所」や「児童館」、「子育てひろば単独施設」など

◎ 本事業の実施例として、横浜市の「保育コンシェルジュ」や松戸市の「子育てコーディネーター」が知られている。

## 【事業の内容】

- (1) ①教育施設、②保育施設、③地域の子育て支援事業等の全てを対象として、情報集約・提供、相談、利用者支援等を実施している。
- (2) (1)の①から③の実施施設等との連絡・調整、連携、協働の体制づくりのための会議を実施する。
- (3) 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域での必要な社会資源の開発等に努めること。
- (4) 地域住民の多世代間交流の促進、地域のボランティアやサークルの育成・協働、訪問支援等地域との交流活動の実施に努めること。
- (5) リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施すること。

## 【実施施設の類型】

### (1)基本型

- 【事業の内容】 (1)～(5)の取組みをいずれも実施していること。

### (2)特定型

- 【事業の内容】 (1) ①教育施設、②保育施設、③地域の子育て支援事業等のいずれかを対象として、情報集約・提供、相談、利用者支援等を実施している。
- 地域の実情に応じて、【事業の内容】 (2)から(5)について、適宜実施していること。

### 3. 東村山市利用者支援事業の実施概要(案)

**【事業の実施場所】** 子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が身近で日常的に利用できる場所

- 相談機能を有する地域子育て支援拠点(子育てひろば)を実施する施設など。

**【事業の実施時期】** 平成27年度中

**【事業の実施箇所数】** 市内1か所にて開設

**【実施施設の類型】** 特定型

- 教育施設、保育施設、地域の子育て支援事業等の、情報集約・提供、相談、利用者支援等を実施。
- 地域住民の多世代間交流の促進、地域のボランティアやサークルの育成・協働、訪問支援等地域との交流活動を実施し、またリーフレット等広告媒体を活用し、広報・啓発活動を適宜実施。

**【実施施設の職員配置】** 専任職員1名を配置

- 育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者。